

建築設計テキスト  
保育施設

建築設計テキスト編集委員会編



建築設計テキスト  
保育施設

建築設計テキスト編集委員 (50音順)

金子友美 (昭和女子大学)

古賀誉章 (宇都宮大学)

恒松良純 (東北学院大学)

積田 洋 (東京電機大学)

藤田大輔 (福井工業大学)\*

松永英伸 (東京電機大学)

山田あすか (東京電機大学)\*

\*印は「保育施設」担当編集委員

## まえがき

本書は、2008年から2009年に刊行された一連の設計テキストシリーズ「事務所建築」「住宅」「集合住宅」「商業施設」の第2弾として編まれたものである。新たに立ち上げられた建築設計テキスト編集委員会のもと、既刊「図書館」「併用住宅」、本書「保育施設」に続き、「高齢者施設」の刊行が予定されている。

建築の設計は、用・強・美の3要素によって、時代や地域性を映す社会的な要請や条件に応じて具現化することに加え、新たな時代や地域の旗手となるべく、あるべき姿を提案していく行為である。これによって、人間の豊かな生活の空間をつくり、守り、育てていく責任を建築の計画と設計は担っている。

本書は、そうした建築設計のうち、特に初学者に向けた教科書として編纂されたものである。建築学や関連分野の専門知識を学ぶ大学や工業高等専門学校、工業高校では、設計製図はカリキュラムの基幹科目として多くの時間を充てられている。建築計画や建築構造、建築設備などの講義科目での知識を統合しひとつの建築としてまとめ上げる設計製図の演習は、建築の専門家としての技術と知識を取得するうえで極めて重要である。筆者らが日々の設計製図指導にあたるなかで非常に大切だと感じるのが、その建物を使う人々の姿や生活をいかに具体的にイメージができるか、である。建築はオブジェにあらず。人の暮らしの器であり、時に人を規定し、あり様を指し示すものである。利用者のための、地域のための、建築をつくるために、設計製図科目での取組みの傍らに本書を置いて欲しい。また、実務家がこども施設の計画・設計を現場の保育者らと考えていくとき、基礎的な知識の共有のガイドブックとして、役立てていただくことができれば幸甚である。

こども施設の建築計画上の特徴は、0歳から就学前までの、心と身体の大きな変化と成長・発達の時期にある子供の生活の場であること、地域と保護者の拠り所となる場であることといえる。子供にとって、生活と遊びは一体不可分であり、生活と遊びのなかで感性を育て、学び、ときに諍いを通して自己と他者の違いを理解し互いを尊重することを身につけていく。こども施設は、人間が人間らしく存在し、生きていくことの根幹を育む大切な時期をサポートする。社会的な問題としての少子化を背景として、育児と就労の両立の支援、子育てと子育ての支援が声高に叫ばれる今日にあって、こども施設が果たすべき役割はますます大きく、重要である。

近年は、就学前の子供のための保育・教育施設が「こども園」として一元化されていく現況に鑑み、本書文中では“(認可/認可外) 保育所・幼稚園・認定こども園”を総称する場合には「こども施設」の語を用いている。

本書の特徴は、実際の計画や設計で行われる一連のフローに沿って、建築計画や構造計画、さらに設備計画が計画の初期段階から相互に関連して検討されていくことに配慮して構成されている点にある。また、事例の設計図も教科書的に省略するのではなく、実際に用いられているものに近い表現で掲載し、より実務に近い形での編集を心がけている。学生の設計課題の取組みのなかでは、建築計画、構造計画、設備計画がそれぞれ別のもので講義されることがままあるが、実務としての建築設計は、これら諸分野の知識と技術を統合する行為であるとの認識が、本書の基本的な骨子となっている。

本書の構成は、1章ではこども施設の基礎知識として、こども施設の意味や制度の概要、子供の成長・発達の姿とそのための場のあり方、保育の理念と建築の対応、こども施設の種類と計画、こども施設の歴史と近年の動向について解説している。また2章では、実際の設計のフローに沿って、敷地、構造・設備、施設全体の空間構成、各室の計画について解説している。3章では、こども施設の種類と運営主体、立地、基本的な空間構成が多様であるように選定した事例について、それぞれの設計者からのご紹介をいただいている。4章では、具体的な設計例として平面図・断面図などの一般図と、構造・設備図を実際の図面に近い形で掲載した。また、各章の関係箇所には近年のこども施設の事例として注目すべき事例を「ピックアップ」として取り上げて紹介した。

最後に、本書の編集にあたって、貴重な資料を提供していただいた設計事務所各位、また掲載にご快諾をいただいた施設各位、引用文献著者各位に篤く御礼を申し上げます。

2017年2月

装丁・本文デザイン 伊原智子 (るび・デザインラボ)

建築設計テキスト編集委員会 山田あすか

まえがき	3	2.3 施設全体の空間構成	26
		1. 配慮すべき諸室	26
		2. 計画上の注意点	27
<b>1 概要</b>	5	2.4 各室の計画	28
1.1 子育てと子育てを支える	6	1. 入る・出るアプローチ・玄関	28
1. 少子化社会のなかでのこども施設の意味	6	2. クラス集団で活動する保育室・遊戯室	29
2. 子育て・子育て支援制度の経緯といま	7	3. 屋内で遊ぶ遊びコーナー	30
1.2 乳幼児の生活・成長発達の間としての配慮	8	4. 食べるランチルーム・調理室	32
1. 制度を超えていく「こども施設」	8	5. 排泄・身支度便所・着替えスペース	33
2. こども施設のこれからのあり方と内容	8	6. 寝る午睡スペース	33
3. こども施設での子供の活動	11	7. 屋外で遊ぶ園庭	34
1.3 保育理念と建築	11	8. 運営する管理のスペース	34
1. 自由保育と設定保育	11	9. 保護者をケアする相談スペース	35
2. コーナー保育/ゾーン保育	12	<b>3 設計事例</b>	37
3. モンテッソーリ教育	12	1. むさしの幼稚園/宮里龍治アトリエ	38
4. シュタイナー教育（ヴァルドルフ教育）	12	2. 木の実幼稚園/モノスタ'70	40
5. 屋外活動を重視する保育	13	3. 狭山ひかり幼稚園	
6. 家庭的保育（小規模保育拠点）	13	/アタカケンタロウ建築設計事務所	42
7. 古民家転用による保育	14	4. ささべ認定こども園	
1.4 こども施設の種類の計画	16	/atelier-fos一級建築士事務所+	
1. こども施設の種類の計画	16	福井工業大学デザイン学科藤田大輔研究室	44
2. こども施設の計画	16	5. どんご保育園/時設計+SAKO建築設計工社	46
1.5 こども施設の歴史と近年の動向	17	6. 夢花保育園	
1. 「幼稚園」と「保育所」の成立	17	/山岡哲哉建築設計事務所+みかんぐみ	48
2. こども施設としての流れ	18	7. きたの保育園/莫設計同人	50
3. こども施設的设计・計画動向	18	8. あきたチャイルド園/サムコンセプトデザイン	52
1.6 事例の位置づけ	18	<b>4 設計図面</b>	55
		認定こども園あけぼの学園/竹原義二/無有建築工房	56
<b>2 設計・計画</b>	23	<b>【ピックアップ事例】</b>	
2.1 敷地	24	1. スターチャイルド《川和ナーサリー》	
1. 敷地の選び方	24	/株式会社バハティ一級建築士事務所	10
2. 施設の適正規模	24	2. 陽だまり保育園/安藤設計	15
2.2 構造・設備	26	3. まちの保育園小竹向原/宇賀亮介建築設計事務所	19
1. 構造形式	26	<b>【コラム】</b>	
2. 設備計画	26	子供の環境デザインの基本	9
		音環境と内装材	27
		便所の利用しやすさと仕切りの有無	32

# 1 概要

# 1 概要

## 1.1 子育てと子育てを支える

### ① 少子化社会のなかでのこども施設の意味

日本では、戦後の第一次ベビーブーム以降出生数が減少し、第二次ベビーブームのあとに多少の増加と減少を繰り返しながら全体としては明確な減少傾向にある。合計特殊出生率は、2005（平成17）年に過去最低の1.26まで落ち込み、2013（平成25）年には、1.43と微増傾向にあるものの、先進諸国と比べるとなお低い（図1.1）。

人口は、2010年の12,806万人をピークに減少している。今後、高齢者層の加齢と少子化に伴い、人口はますます減少し、ピークから50年後の2060年には8,674万人となることが予測されている。図1.2から、戦後の人口増加と現在の人口減少が2010年のピークを境に線対称のカーブを描いていることがわかるが、人口構造には大きな差異があり、高齢者層の増加と年少者層の減少が顕著に読み取れる。こうしたなかで生産年齢人口（15～64歳）は、2010年の8,173万人、総人口比63.8%から減少を続け、2060年には4,418万人、同50.9%となると予想されている。つまり、わが国の1/2の生産年齢人

口によって、残る1/2の年少・高齢者人口を養い、支える構造が出現する。当然ながら、増加した高齢者人口に伴って要支援者・疾病患者のケアを行う介護・看護医療従事者が必要となり、純粋な「生産」に従事できる人口はより少なくなる。「女性活用」などのコピーによって、生産人口の確保が目指される所以である。

このような、火急の対応が求められる少子化対策の一要素として、子供の健全な成長・発達、ならびに子育てと仕事の両立の支援を行うこども施設（子育て・子育て支援にかかわる社会福祉事業を行う事業所）の意義はますます高まっている。少子化や共働き世帯の増加によって同年代の子供や兄弟とのかかわりの機会が乏しくなっており、また核家族化によって親が子育て経験者からのサポートを得にくくなっているなかで、子供に「子供同士の育ち合い」「専門家による保育・教育」を保障することは子供自身への福祉そのものである。社会にとっては、こうした支援の成果として、出生数や生産人口の安定化を期待するところである。

図1.1 出生数と合計特殊出生率の年次推移

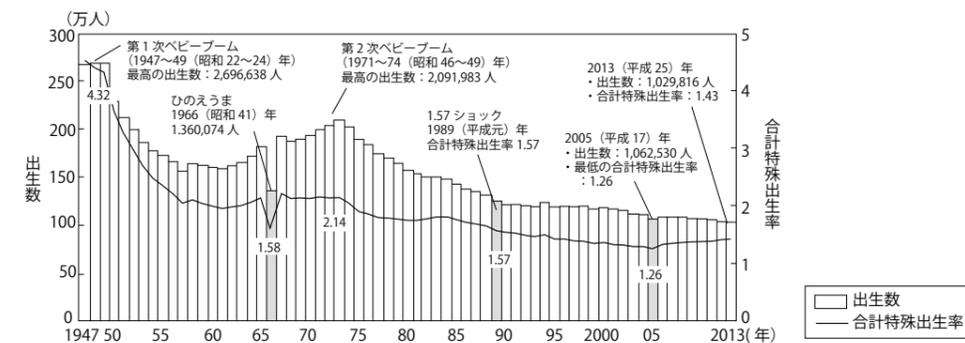
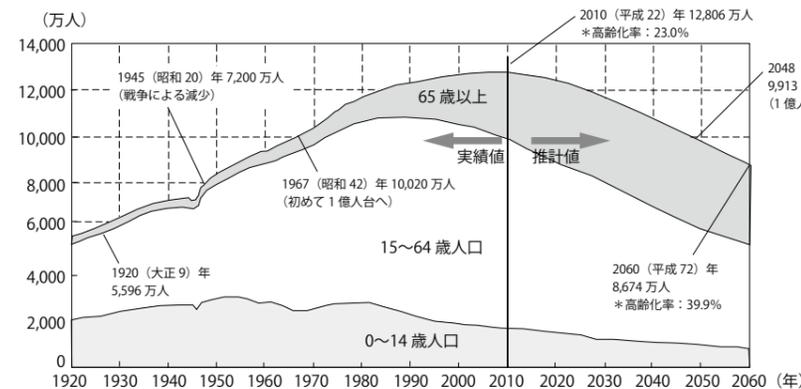


図1.2 人口と人口構造の変化



資料：実績値（1920～2010年）は総務省「国勢調査」、「人口推計」、「昭和20年人口調査」、推計値（2011～2060年）は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」の中間推計による。注：1941～1943年は、1940年と1944年の年齢3区分別人口を中間補間した。1945～1971年は沖縄県を含まない。また、国勢調査年については、年齢不詳分を按分している。

### ② 子育て・子育て支援制度の経緯といま

保育・幼児教育にかかわる施設の制度については、少子化や保育ニーズの増加などを背景として、これまで段階的に変更を重ねられてきた。

#### ① 幼保の一元化

施設制度の変遷として、まずいわゆる「幼保の一元化」が挙げられる。都心部で保育所の待機児童が多数存在する一方、幼稚園には利用希望者が集まらず定員割れや閉鎖が生じている状況がある。また、地方では過疎化・少子化によって、該当年齢の子供数が減少し、幼稚園と保育所を分離したまま運営するには運営コストがかかる、保育者が確保できない、子供に集団体験を保障できない、などの問題が生じている。そもそも、保護者の就労状況によって子供が育つ環境や、その選択肢に差異があること自体が子供の権利の侵害であるという指摘もある。このような状況のなかで、1998年には「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」が示され、先駆的事例では幼保の（実質的）一体的運営が行われていった。2003年には「骨太の方針」のなかで、幼保の一元化モデ

ルを検討する一環として「総合施設」設置の指針が策定された。その後、2006年には総合施設モデル事業（2008年に本格的施行が予定されていた総合施設の先行モデルとして）、2010年には認定こども園法が策定され、幼保の一元化に向けた制度的枠組みが整っていった。そのかたちとしては、公立園の多くが既存の幼稚園と保育所が一体的に運営されるに至ったパターン（幼保合流型）、逆に私立園の幼稚園に保育所機能を追加したパターン（幼稚園先行型）と保育所に幼稚園機能を追加したパターン（保育所先行型）であった（図1.3）。また、幼保一体化の理由には主に幼稚園児・保育園児の減少、保護者の就労状況によらない平等な発達環境の保障、などが挙げられる。それぞれの園が、地域の事情のなかで幼保の一体化を図ってきたことがわかる（図1.4）。

#### ② 子ども・子育て関連3法

幼保一元化への段階的移行を進めながら、上記のような深刻な子育ての負担の増加や子育てと就労の両立困難などが少子化の進行の背景にあるとして、政府は2012年8月に「子ども・子育て関連3法」を成立させ、質の高

図1.3 運営形態および一体化の経緯と公立/私立の別の関係

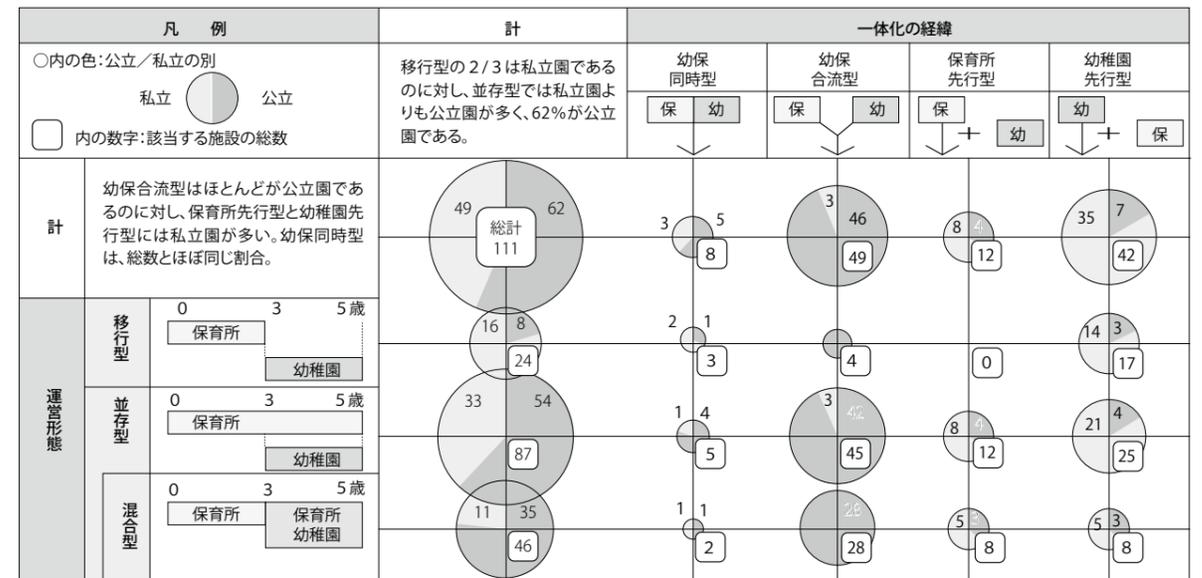


図1.4 幼保一体化の理由

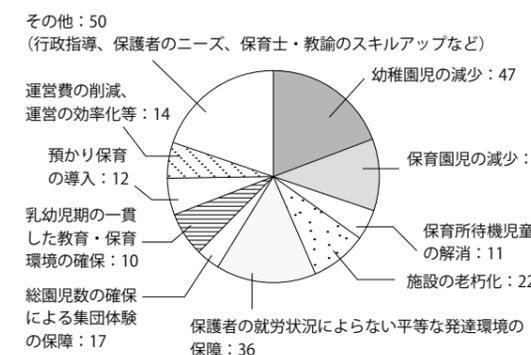
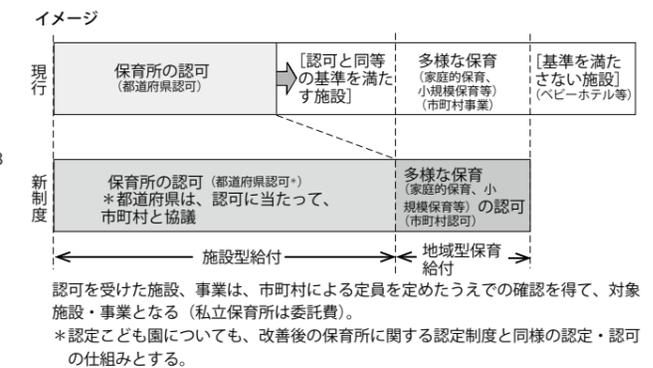


図1.5 保育所認可の制度の変更（2013年4月）



## 1.4 こども施設の種類の計画

### 1 こども施設の種類の種類

就学前の子供の保育・教育施設(拠点)としては、認可保育所、幼稚園、認定こども園が主要な種別となる。こども施設の「種別」による相違は今後はなくなり、それぞれの自治体や法人、園ごとに、対象とする子供の年齢や保育時間、保育理念のさらなる多様化が進んでいくと考えられるが(p.8)、現時点では3つの施設の根拠法や設置基準は異なる(p.25、表2.2)。

### 2 こども施設の計画

#### ① 1日の流れ

こども施設での子供の過ごし方は、保育の期間(受入れの最低年齢/月齢)のほか、保育の時間帯と、時間帯ごとの保育場所(子供が過ごす場所)、時間帯ごとの活動内容を軸に整理できる。また、この保育の時間帯を1日の流れとしてみると、次のようになる(図1.15上)。

保育所(0~5歳まで、1日の大半の時間を過ごす長期間・長時間タイプのこども施設)では、朝夕とも各家庭の事情に合わせて随時登園・降園する。開所時間は9時間が基本で、昼食後に午睡・休息をとる。年長児では就学準備として昼寝のない生活リズムを整えるため、昼寝ではなく静かに過ごす時間をとることが多い。幼稚園(就学前の2年間、半日程度通う短期間・短時間タイプのこども施設)では登園時刻・降園時刻に合わせて一斉登園・一斉降園が一般的である。施設がバスで園児を送迎する場合も多く、その場合は待合スペースが必要となる。開所時間は4時間が基本で、おおむね昼食を食べて降園する。近年では共働き世帯が増えたことなどを背景に、預かり保育を実施するケースがほとんどで、預かり保育を利用する子供は夕方まで園での時間を過ごすことになる。

活動の内容としては、園ごとの違いはあるが、一般的に幼稚園は設定保育、保育所では自由保育が多い傾向がある。

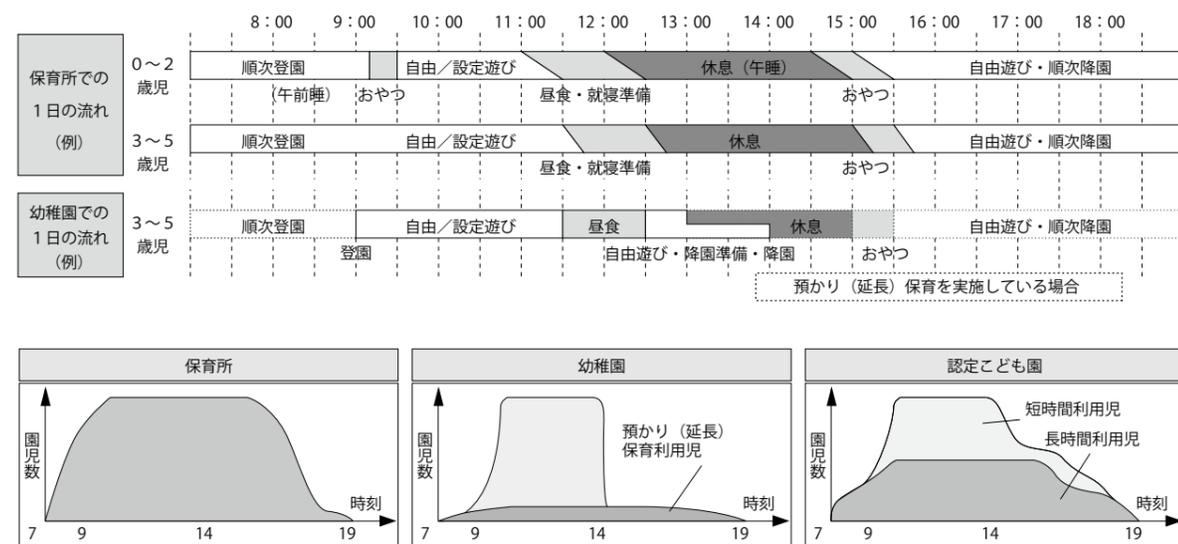
保育所(的施設)は、子供の成長発達の間、生活の場としての役割がより強く、幼稚園(的施設)は就学訓練や幼児教育の場として捉えられる傾向がある。いずれにせよ、これらの施設は乳幼児の生活と遊びを主体に組み立てられる必要がある。

#### ② 1日のなかでの園児数の変化

コアタイムの長さや延長保育・預かり保育の実施状況、各家庭での預かり時間の多様さの相違などから保育所(的施設)・幼稚園(的施設)・認定こども園では、1日の園児数の変化の様子が異なる(図1.15下)。1日のなかでの園児数の変化は、こども施設の運営の基本的な骨格のひとつである。保育時間帯の設定や園児の活動の場所、保育集団の編成(クラス別活動/合同活動など)は、園児数の変化する時間帯の節目に合わせて組み立てられるためである。このような移り変わりのなかで、子供の遊びの連続性を途切れさせず、かつ適度にぎわいのある密度で遊べるよう、室の大きさやスペースの仕切りなどに配慮する。

長時間児が多い場合(保育所型)では、活発な時間帯・ゆっくりとした時間帯など保育時間帯ごとの性格づけを明らかにして、それぞれの時間帯を演出しメリハリをつくる工夫があることが望ましい。逆に短時間利用児の比率が高い場合(幼稚園型)では、1日の間の活動の連続性やストーリーづくりもさることながら、週間・月間・年間活動や、家庭の生活との連続性なども課題となる。コアタイム前後の預かり保育時間帯は、園児の数が少ないことが一般的であるが、その時間帯にも子供たちが豊か

図1.15 施設類型・生活の流れ・1日の園児数の変化



な経験ができるように活動場所や活動内容をデザインすることが必要である。

#### ③ 年齢別の人数

上述のように、保育所(的施設)では児童の年齢に幅があり、利用児が少ない朝夕の延長保育の時間帯ですべての年齢の子供と一緒に過ごす場面が見られるなど、保育単位の集団に年齢差があることがひとつの特徴である。これに対して、施設全体の人数規模が同程度であった場合、保育所(的施設)よりも幼稚園(的施設)では、同年齢児の人数規模が大きい。この特徴に付随して、同一年齢児が複数の保育集団(クラス)に分かれる必要が生じることがある。こうした際には、保育集団(クラス)の基本単位ごとの活動の場を担保しつつ、年齢児ごとの交

流機会・活動の場等にも配慮が必要となる。図1.16では、同年齢児のクラスの保育室の間仕切り壁が可動で、年度開始時点と年度の途中で保育室の使い方を変えている例である。この園では年度後半には2つの保育室でそれぞれ異なるしつらえを行い、園児が2つの保育室の中で自由に居場所や活動を選択できるようにしている。

他に、異年齢集団の中での育ち合いを重視する理念によって、異年齢での保育単位(クラス)編成を行う場合もある。構成は園の状況や理念によっても異なるが、「0~1歳・2歳・3~5歳」や、「0歳・1~2歳・3~4歳・5歳」などの構成がある。いずれも、5歳の特に年度後半は就学に向けた準備として、4歳児以下とは午睡等の生活リズムが異なることに配慮が必要である。

## 1.5 こども施設の歴史と近年の動向

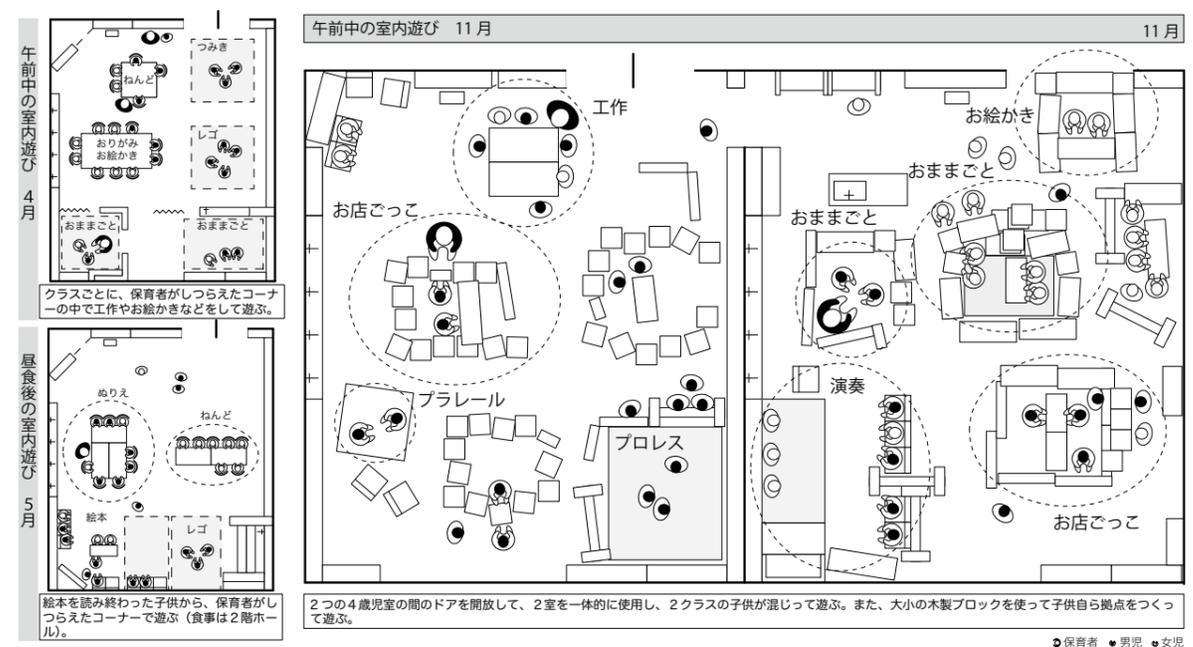
### 1 「幼稚園」と「保育所」の成立

「幼稚園」は、1840年にドイツの教育者・フレーベルが亡き兄の子3人を含む5人の子供の教育の場として開設したkindergarten(キンダーガルテン)が原点といわれる。フレーベルは、著書『人間の教育』のなかで“人間の教育はこどもの発達に対して「受動的・追従的」であるべきで、「命令的・規定的・干渉的」であってはならない”という教育思想を説き、幼児期の遊びの大切さにも言及している。その原点に立ち返れば、幼稚園とは、特に遊びを通して、子供の主体的な成長・発達を助ける場であるといえる。

わが国における「幼稚園」は、東京女子師範学校附属幼稚園(1876[明治9]年)に端を発するといわれ、その後幼稚園令の交付(1926[昭和元]年)によって、小学校の一部から独立した課程となった。また、戦後1947年に制定された学校教育法で、幼稚園課程は学校教育の一環として、「幼稚園」は「教育施設」と位置づけられた。

一方「保育所」は、産業革命によって生じた深刻な人手不足を補うため、安価な女子労働力を確保する必要に応じるかたちで誕生したと言われる。わが国では、1890年に新潟の静修学校(公立学校に通学できない子女のための学習塾)におかれた保育室が初期の例として

図1.16 保育集団の変化



# 2 設計・計画

## 2.1 敷地

### 1 敷地の選び方

近隣の園との位置関係、園バス使用の有無などから、通園エリアの範囲を定めることが敷地選定のポイントとなる。また、都市部と地方では、送迎時の自動車使用実態が異なるため、送迎手段や近隣道路の状況などについても十分な調査が必要である。近年では職場や通勤で利用する駅近くに保育所が設置されたり、千葉県流山市などでみられる送迎保育ステーション(図2.1)なども実現されており、自宅近くの園に通わない選択肢もあり得る。

一方、住民同士の関係が希薄な地域などでは、活動時の園児の声が騒音と感じられてしまうこともある。園が地域とうまく共存できるよう、地域住民の特性や昼間人口の実態などを把握する必要もある。

敷地は自然豊かな園庭が設けられるよう、日当たりが良く快適な場所が好ましい。都市部などで園庭の確保が

難しい場合は、園児が屋外で十分活動できるような公園や広場がすぐ近くにある場所を選定したい。また、近隣を散歩する際に、園児にとって魅力的かつ安全な環境となるように、敷地周辺の散歩ルートを想定しながら、敷地を選ぶことも必要である(図2.2)。

保育所は全地域、幼稚園は工業地域、工業専用地域以外で建築可能である。工業系地域には住宅やマンションも立地しているので保育所が求められるのは理解できるが、敷地が工場跡地の場合は土壌汚染の事実がないか事前に調べておく必要がある(表2.1)。

### 2 施設の適正規模

人口規模や年齢構成をもとに、地域のニーズから施設規模を定める必要がある。またニーズが減少した場合の用途転用の可能性や、賃貸物件の改修などによるインシャルコストの低減など、長いスパンでみた規模計画が

図2.1 送迎保育ステーションの役割

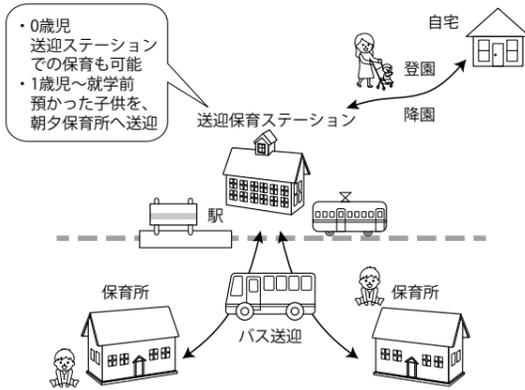


表2.1 建築物の用途制限

建築物の用途	用途地域							
	第1種・第2種 低層住居専用地域	第1種・第2種 中高層住居専用地域	第1種・第2種 準住居地域	近隣商業 地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用 地域
幼稚園・小・中・高校	○	○	○	○	○	○	×	×
保育所	○	○	○	○	○	○	○	○
老人ホーム・身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	×
老人福祉センター・児童厚生施設等	●	○	○	○	○	○	○	×
住宅・共同住宅・図書館	●	●	○	○	○	○	○	×
事務所	×	●	●	○	○	○	○	○
大学・各種学校・病院	×	○	○	○	○	○	×	×
劇場・映画館・観覧場	×	×	●	●	○	○	×	×

●は一部制限あり

図2.2 駐車場を敷地から離し、畦道を通らせている(ゆりかご幼稚園・岐阜県)



求められる。最低基準面積は、幼稚園と保育所で計算方法や必要諸室が異なる(表2.2)。ただし、建物にかけられる予算が少額な場合が多々あり、最低基準面積を大きく上回することは少ない。そのため、園児の活動をイメージしながら、コンパクトに空間をまとめる必要がある。

保育方針によりクラス規模やクラス内の年齢構成も異なるため、園児の活動を運営者とよく相談しながら規模を検討する必要がある。特に保育所では園児の年齢に応じて担当すべき保育士数が異なるので、園児数変動の可

能性も含めた柔軟な空間構成が求められる。

一時保育実施や、未就園児に対する施設開放の有無などについてヒアリングし、必要であれば、在園児と活動エリアを分けるような配慮が必要である。このほか、近隣の小学校との施設連携、学童保育所との一体的計画など地域の実情に合わせて提案することが好ましい。

一方、寒冷地など冬季に屋外で十分に活動できない地域では、暖房方式や設備を吟味し、屋内で身体を十分動かして遊べる広さが求められる。

表2.2 事業内容と施設設置基準の違い

事業内容	保育所(認可)	認定こども園	幼稚園	東京都認証保育所A型	東京都認証保育所B型
	所管省庁	厚生労働省	厚生労働省・文部科学省	文部科学省	東京都福祉保険局
根拠法令	児童福祉法	就学前保育等推進法	学校教育法	東京都認証保育所事業実地要綱	
設置運営基準	児童福祉施設最低基準	・児童福祉施設最低基準 ・幼稚園設置基準等	・学校教育法施行規則第74~77条 ・幼稚園設置基準	東京都認証保育所事業実地要綱	
設置主体	制限なし(地方公共団体、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、有限・株式会社、個人等)	制限なし。保育所と幼稚園で各々施設費・運営費の助成金の対象に制限があるが、こども園ではこの制限が少ない	原則として公立および学校法人立に限る。宗教法人等も例外的に可。構造改革特別区域では一定の要件の下に緩和	民間事業者等	個人
対象児	保育に欠ける乳幼児(受入れ月齢・年齢は自治体や園により異なる)	保育に欠ける乳幼児と就学前の幼児(受入れ月齢・年齢は自治体や園により異なる)	満3歳以上の幼児(4月時点での満3歳以下の児を「未満児」として受け入れる園もある)	市区町村が保育を必要と認める都内在住の児童月160時間以上の利用が必要な0歳から小学校就学前までの児童	0歳から2歳までの児童
開所時間	原則8時間、延長保育あり		標準4時間、預かり保育を実施する場合あり	13時間の開所を基本とする	
定員および1学級当たり(乳)幼児数	総定員60人以上、緩和・例外規定あり(幼保連携、小規模保育所等)	定員の下限はない。1学級の幼児数の上限は幼稚園の基準と同様	1学級の幼児数は35人以上を原則とする(1学級ごとに専任教諭1人がいること)	20~120人まで(総定員の半数以上は3歳未満児。0歳児の定員を必ず設定)*1	6~29人まで(0歳児の定員は必ず設定)
所要室等	保育室または遊戯室、乳児室またはほふく室、便所、調理室、医務室	職員室、保健室、保育室、遊戯室、便所、飲料水/手洗い/足洗い用設備*2	認可保育所に準じ、保育スペース、調理室、便所(専用の手洗い設備)、医務室(静養機能を有する。事務室と兼用可)等。要綱に定める設備、面積および職員配置等の基準を満たす場合は定員を超えて保育を行える		
乳児室またはほふく室(内法面積)	0、1歳児 ・乳児室 1.65㎡/人以上 ・ほふく室 3.3㎡/人以上			0歳児および1歳児 3.3㎡/人以上	0歳児および1歳児 2.5㎡/人以上
保育室または遊戯室(内法面積)	2歳児以上 1.98㎡/人以上*3		保育室の数は学級数以上必要	2歳児以上 1.98㎡/人以上(*保育室または遊戯室には保育に必要な遊具を備える)	
屋外遊戯室・運動場	2歳児以上 3.3㎡/人以上(待機児童解消のため付近の代替場所でも可と緩和)	・2歳児:保育所の基準と同様 ・3歳児以上:幼稚園・保育所の両基準を満たすこと	・2学級以下 330+100×(学級数-1)㎡ ・3学級以上 400+80×(学級数-3)㎡	2歳児以上 3.3㎡/人以上(児童が実際に遊戯できる面積)。(付近の代替場所でも可)	特に規定せず
園舎		・1学級 180㎡ ・2学級以上 320+100×(学級数-2)㎡ *4		・保育室等や医務室は1階への設置を推奨 ・防火区画・2方向避難経路の確保、保育所に対する消防法および建築基準法に準拠	
保育職員の配置(最低限)	・0歳児 3:1 ・1、2歳児 6:1 ・3歳児 20:1 ・4歳児以上 30:1 *1保育所2人	・0歳児 3:1 ・1、2歳児 6:1 ・3歳児 短時間利用児 35:1、長時間利用児 20:1 ・4歳児以上(短)35:1、(長)30:1 1学級(35人以下)につき担任1人	1学級(35人以下)につき教諭1人以上	(保育所と同じ基準 *認定こども園の認定を受ける場合、短時間利用児 35:1以上室等や医務室は1階への設置を推奨) + (定員45人以下の場合 保育従事職員1人配置 + 定員46~90人の場合 保育従事職員2人配置)	
その他の職員	・調理員および嘱託医 *調理業務をすべて委託する場合は調理員は不要	・保育所と幼稚園の基準と同様	・園長 ・養護をつかさどる教諭(努力義務)	・開所時間中は保育士資格を有する常勤職員1人以上を含む2人以上の職員を配置 ・総所要保育従事職員の算定方法 (0歳児数×1/3)+(1歳児数+2歳児数)×1/6+(3歳児数×1/20)+上記に定める保育従事職員 ・施設長 ・調理員(定員40人以下1人、41人以上2人以上配置)および嘱託医	

\*1 地方裁量型認定こども園の認定を受ける認証保育所においては別途規定。 \*2 努力義務として水遊び場、給食施設、図書室、会議室、放送聴取設備、映写設備、浄水用設備。 \*3 幼稚園からの転換の場合は園舎の基準を満たせばよい。 \*4 保育所からの転換は保育室等の基準を満たせばよい。

40dB、残響時間0.6秒となっており、海外の規準ではさらに厳しいものとなっている(表2.3)。まず、適切な残響時間となるように内装材を選択することが必要である。なお、吸音効果が高そうな木材であるが、あまりそ

の効果は期待できない。天井や壁面に積極的に吸音材を設置することを検討したい。音環境を改善することで、子供に落ち着いた声で話しかけるような「静かな保育」も期待できる。

## 2.4 各室の計画

### 1 入る・出る—アプローチ・玄関

#### ①アプローチ

園の敷地内外を結ぶ空間であり、登降園時に保護者や園児がワクワクするような空間の演出が求められる。可能であれば、樹木や植栽を配置し、四季折々の変化や昆虫、小動物を目にするようなしつらえとしたい(図2.7)。また、ちょっと立ち寄りたくなる場所、日々の保育活動がわかるような仕掛けを配置することで、保護者の滞在のきっかけになるような配慮もできるとよい。登降園時に園庭で活動している場合は、その邪魔にならないようなアプローチ動線とする必要がある。

#### ②駐車場・駐輪場

必要規模は地域や運営者の考え方により異なる。敷地近隣の他園の状況を調べたり、送迎時に自動車、自転車の使用状況などの地域性を鑑みて判断する必要がある。特に、前面道路の幅員に余裕がない場合は、自動車の待ち行列が発生しないようにしなければならない。なお、園児が乗り降りするため、通常より1台当たりの幅を広くすると機能的である。

園バスは、敷地内に駐停車できるように計画し、バスから降りた園児の安全が確保できるように配慮する。

#### ③玄関

園舎と園庭のアクセス方法や登降園の集中度合により役割が変化する。例えば、保育室のすぐ外に園庭専用の靴が用意される場合、玄関は登降園時や敷地外への散歩のみの使用となり、それほどアクセスが集中しない。玄関を通過して園庭にアクセスする場合は、混雑しないよう座れる場所を多く配置し、脱ぎ履きするスペースを十分にとることが望ましい(図2.8)。また、職員室や事務室は送迎の出迎えや防犯の観点から、できれば玄関に隣接するように配置する。

地域社会における家庭の孤立化が進み、子育てなどの悩みを抱える保護者も多い。そのため玄関周りでは、保護者が気軽に滞在できるような雰囲気・空間づくりを心がけたい。例えば、玄関付近に絵本コーナーや縁側など保護者が立ち寄れるしつらえがあれば、保育者との会話のきっかけに繋がる(図2.9)。

#### ④テラス・廊下

通過のためだけでなく、遊ぶことができる適度な幅員をもたせ、他空間と緩やかに繋げるとよい。保育室とテラスがL型平面で配置されている園では、様々な場所から両者を行き来する姿が見られる(図2.10)。また園舎

の端など行き止まりの場所では、家具や遊びコーナーを配置して、園児の滞在を促すよう意識する。特に低年齢児にとっては、他園児の活動を見ながら安心して滞在できるコーナーとなる(図2.11)。また、低年齢児クラスでは、柵などを用いて保育室内から出られないようにしている園が多いが、可能であれば保育室以外にも滞在場所があるとよい。廊下幅員が十分あり、室とフラットに連続している園では低年齢児でも廊下に滞在している(図2.12)。

### 2 クラス集団で活動する—保育室・遊戯室

保育方針によって適した保育室面積やコーナー形成は異なるため、保育室に求められる機能・役割について、設計者と保育者がよく話し合いながら設計を進める必要がある。また、クラス単位の活動を中心に計画しがちであるが、個人の遊びや生活がより豊かになるように配慮する(図2.13)。

保育室一室で遊ぶ、食べる、寝る活動を完結している園もあるが、午睡がある場合、食べる—寝る場所の分離を検討する(図2.14)。これは、昼食から午睡への切り替えがスムーズになること、昼食時に保育者が午睡の準備ができるといったメリットがある。

#### ①0～1歳児

大きな音が発生する活動場所から離れた位置に配置し、調乳コーナー、沐浴スペース、便所と隣接させ、静かで日当たりの良い場所であることが求められる。また、敷地外の散歩時には避難車に乗ることも多く、その動線をよく考えて配置する(図2.15)。このほか、寝るタイミングなど生活リズムが一人ひとり異なることもあり、泣いた子供をあやす際には、テラスや廊下などにすぐ出られるような配慮があるとよい。室内で十分運動するためには高低差のあるしつらえも有効であるが、発達の個人差が大きいため、能力に応じた環境構成や保育士の見守りやすさなどの配慮が必要となる。

#### ②2歳児

食事、排泄、手洗い、身支度、集団生活などの基本的な生活習慣の確立を目指す時期であり、関連する各室・スペースを隣接させたい(図2.16)。特に排泄と身支度は動線をよく検討し、屋内動線の中心になるように配慮したい。2歳児クラスは低年齢のエリアに配置されることが多いが、屋内外の遊びコーナーで年上の園児と一緒に遊んだり、遊びに「見る参加」ができることも必要である。生活習慣の確立を基本的目標としつつ、遊ぶ場所の

図2.7 樹木や植栽で演出されたアプローチ(川和保育園・神奈川県)



図2.8 靴の履替えがしやすい玄関(桜保育園・大阪府)



図2.9 縁側と玄関横の絵本コーナー(木もれ陽保育園・愛知県)



図2.10 L型の保育室とテラスの配置(あんず保育園・埼玉県)



図2.11 半屋外に設置されたおもむつ換えベース(川和保育園・神奈川県)



図2.12 屋内外で高低差がほとんどない乳児クラス前廊下(ながかみ保育園・静岡県)



図2.13 高低差があり挑戦して遊べる保育室(野中保育園・静岡県)



図2.14 遊ぶ—食べる—寝る場所の周囲に各種コーナーを配置した空間ダイアグラム(木もれ陽保育園・愛知県)

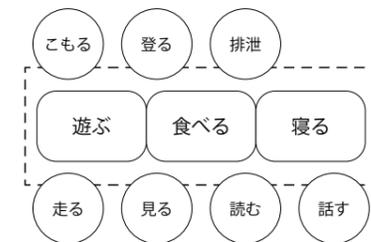
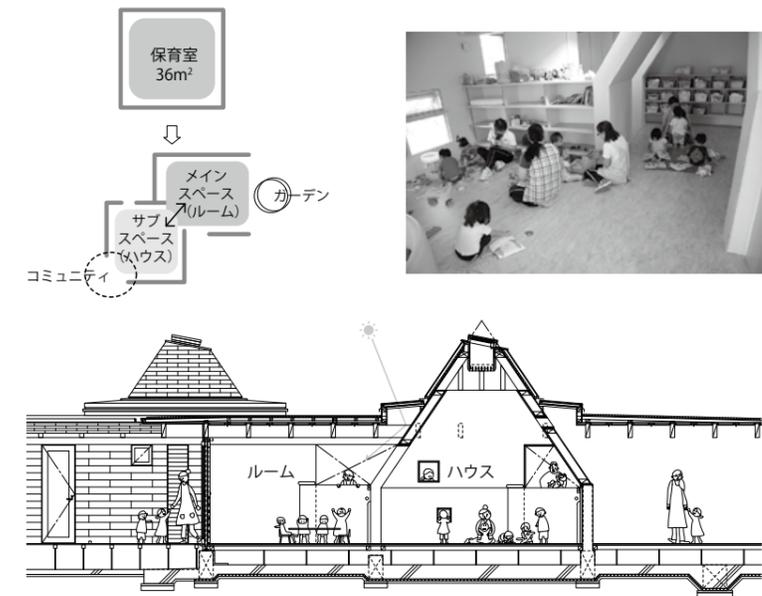


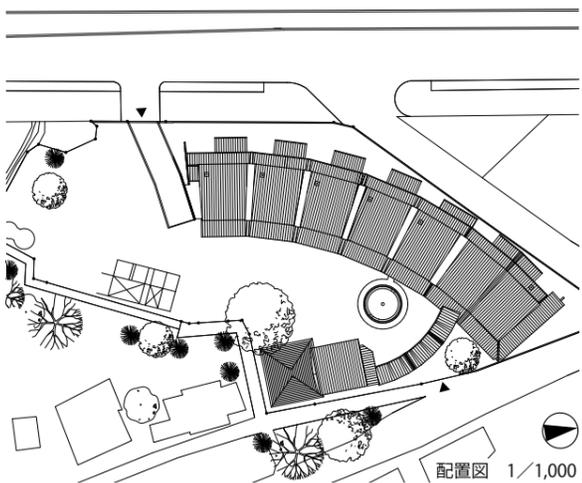
図2.15 避難車と徒歩で散歩の準備(木もれ陽保育園・愛知県)



図2.16 保育空間をハウスとルームに緩やかに分離(うれしの東保育園・岐阜県/大建met・大建設計・なわけんジム)



# むさしの幼稚園



この幼稚園は、敷地西側の幅員30mの計画道路工事が敷地に掛かり、建替えを余儀なくされた。全体計画では、園庭に向かう求心性を高め道路側に背を向けるような形態を選択。敷地境界に内接する約半径60mの同心円の円周上と、円の中心に向かう法線上に部屋を配置。遊戯室、保育室それぞれの部屋の下部空間では、道路側を閉じ、扇の要に向かう2枚の壁に挟まれた、園庭だけに開放された形態とし、園庭との繋がりが強い空間とした。また上部空間は道路側、園庭側共に開放した。

園児たちに自然をより深く体感してほしいと考え、地域材や国産材にこだわり木造とした。遊戯室は360×120mm、保育室は240×120mmのカラマツ集成材の門型フレームを900mm間隔に並べる構造を選択。また夏季の機械的な空調設備は、給食室、職員室も含め設置せずに、陽射しや風を建築的にコントロールすることで対応し、冬季の暖房は、地元の三ヶ日みかんの改植後に廃棄される、みかんの木などを使用した薪ストーブのみである。

(宮里龍治)

### ■建築概要

- 敷地面積：2,540.58m<sup>2</sup>
- 建築面積：861.86m<sup>2</sup>
- 延床面積：738.10m<sup>2</sup>
- 建ぺい率：33.93% (60%)
- 容積率：29.06% (200%)
- 総園児数：120名 (3～5歳)
- 階数：地上1階
- 構造：木造
- 主な用途：幼稚園

